

<事前準備> オンライン服薬指導の希望申出、実施方法の決定



市の登録を受けた薬局にて、オンライン服薬指導を受けたい旨の申出を行い、薬剤師と実施方法(使用するテレビ電話や緊急時の対応、対面との組み合わせ方、実施を中止する場合等)を話し合い、薬剤師が『服薬指導計画書』にまとめます。その計画書に従って、オンライン服薬指導を実施することに同意します。

※ご自身のかかりつけ薬局がオンライン服薬指導を実施しているかどうかは、市ホームページで確認するか、薬局にご確認ください。
なお、オンライン服薬指導を受けるためには、事前に対面での服薬指導実績があることが条件となります。また、対面による服薬指導の場合より心身の状況など確認できる情報が少なくなる場合がありますので、よく症状を伝えていただくなど、患者の積極的な協力が必要です。

① オンライン診療の実施



医療機関の医師(パソコンなど)と患者(スマートフォンなど)をテレビ電話でつなぎ、オンライン診療を行います。

※オンライン診療の実施にあたっては所定の要件があり、初診からオンラインでの診療は原則認められておりません。ご自身の対象可否など、詳しくは医師にご相談ください。

② 処方せんの送付



オンライン診療に基づき発行された処方せんは、患者がオンライン服薬指導を希望する薬局に対し、医療機関から直接送付されます。

※医療機関が処方せんを薬局に送付するにあたっては、患者にも処方せんの内容を説明する必要があり、あわせてその内容を患者あてにFAX等で送付することが望ましいとされています。

③ オンライン服薬指導の実施



医療機関より送付された処方せんに基づき、薬局において調剤が行われます。
その後、薬剤師(パソコンなど)と患者(スマートフォンなど)をテレビ電話でつなぎ、オンライン服薬指導を行います。

④ 薬の送付



オンライン服薬指導の実施後、薬局から患者の自宅に薬が送付されます。

※薬の送付方法は薬局によって異なります(郵送、配送業者による宅配、薬局従業員による配送など)。なお、送付にあたっては「配送料」が別途発生する場合があります。詳しくはオンライン服薬指導を実施している薬局にご確認ください。